

医療計画及び介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について

令和3年2月9日

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課
介護保険室

1. 「追加的需要」の概要と「協議の場」の開催趣旨について

- (1) 介護施設・在宅医療等の追加的需要は、国が機械的に試算したものであり、これらは療養病床からの移行によるものである。
- (2) 追加的需要の受け皿については、在宅医療において対応する部分と介護サービスにおいて対応する部分があり、これらに関する調整が必要となることから、今回の「協議の場」において、県保健医療福祉課（医療計画所管）及び介護保険室（介護保険事業（支援）計画所管）からそれぞれの設定量について説明させていただくもの。
- (3) 追加的需要について、医療計画における在宅医療の整備目標と、介護保険事業（支援）計画における介護サービスの見込み量を設定するということが、両計画の整合性の確保であり、その設定について、皆様に御協議いただき、数値目標設定等の参考にさせていただきたいというのが、「協議の場」の趣旨となる。

2. 両計画の整合性確保に係る国の通知

「第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について」（平成29年8月10日厚生労働省医政局地域医療計画課長・厚生労働省老健局介護保険計画課長・厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知）においては、「協議の場」の位置づけ及び協議事項について以下のとおりの記載がある。

- ・ 協議の場は、医療計画及び介護保険事業（支援）計画の策定に係る都道府県医療審議会や介護保険事業（支援）計画作成委員会等における議論に資するよう、事前に、関係自治体が地域医師会等の有識者を交えて、計画を策定する上で必要な整合性の確保に関する協議を行う場とする。在宅医療の整備目標や介護サービスの種類ごとの量の見込みの整合性の確保に当たっては、協議の場において十分に協議を行うこと。
- ・ 療養病床から生じる追加的需要について、在宅医療において対応する部分と介護サービスにおいて対応する部分の按分に関する調整・協議を行う。
- ・ 在宅医療の整備目標及び介護サービスの見込み量について協議を行う。
- ・ 医療計画の見直しと、介護保険事業（支援）計画の策定に向け、両計画における在宅医療の整備目標達成状況及び介護サービス見込み量を共有する。

3. 国の指針に基づく検討プロセス

- (1) 療養病床からの移行分としては、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設から介護医療院等の介護保険施設への移行を念頭に置く必要がある。
- (2) 医療療養病床は医療機関への意向調査により把握した令和5年度末時点の介護医療院等の介護保険施設への移行見込み量を下限として設定。指定介護療養型医療施設は令和5年度末に廃止されることから、全数を追加的需要として設定。
- (3) 国が示した在宅医療の整備目標の設定プロセスに基づき比例的に算出した追加的需要に満たない部分は、在宅医療と介護保険施設との間で対応分を按分し、在宅医療の整備目標に反映。
この際、県と市町村間の協議の場における協議を経て設定することとされていることから、今回、地域医療構想調整会議の場において協議を行う。
- (4) 国から提供された、追加的需要の受け皿となるサービスの検討に資するデータ（在宅医療と介護保険施設との間で対応分を按分するためのデータ）に基づき、在宅医療対応分と介護保険施設対応分との間で療養病床からの追加的需要を按分し、割り振りを行う。
- (5) 上記(4)の按分結果に対して、医療機関に対する意向調査や市町村に対する聞き取り調査結果を反映させることで追加的需要の受け皿の調整を行い、在宅医療、介護保険施設での受入数を設定。

4. 2023年（令和5年）における鹿児島保健医療圏の追加的需要（按分等調整結果）

上記3の検討プロセスに基づき算出された数値は下記のとおり。

単位：人/日

医療圏	追加的需要	内訳			
		外来受診対応分	介護保険施設対応分 (転換分含む)	在宅医療対応分	
				訪問診療	居宅介護サービス
鹿児島	2273.26	836.41	506.00 (うち転換済：317)	930.85	56.00

5. 両計画の整合性の確保について

上記4の調整内容を踏まえ、医療計画における在宅医療の整備目標と、介護保険事業（支援）計画における介護サービスの見込み量を設定するということが、両計画の整合性の確保であり、その設定について、今回の協議の場において皆様に御協議いただき、両計画における最終的な数値目標設定等の参考にさせていただくもの。